

緊急事態宣言が延長されました(3月7日(日)まで)

不要不急の外出自粛・3密の回避などの徹底をお願いします

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567(土・日曜日、祝日を含む毎日)

東京都を含む10都府県の緊急事態宣言が延長されました。市民の皆さまには、不要不急の外出を控えるとともに、3密を回避し、必要な外

出も短時間をお願いします。常に正確な情報を確認し、冷静な対応をお願いします。また、市内公共施設の利用時間等

の制限についても、3月7日(日)まで延長します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ(新型コロナウイルス感染症総合ページ)

新型コロナワクチン接種の準備を進めています

市は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向け、準備を進めています。市民の皆さまの生命を守るため、準備に努めておりますので、ご理解・ご協力をお願い

いたします。☎健康推進課健康推進係(新型コロナウイルス感染症対策担当) ☎042-492-5111(内線555・559)



- Q. 接種はいつから始まりますか。
A. 国が示す時期は下表のとおりです。
- Q. いつごろ分かりますか。
A. 未定ですが、市報3月15日号に最新情報を掲載する予定です。
- Q. 該当者には通知がきますか。
A. 接種券(クーポン券)を発送する予定ですが、時期は未定です。
- Q. 子どもや妊婦は接種できますか。
A. 現在、国において安全性・有効性を検証中です。詳細がわかり次第、お知らせします。

- Q. どこで接種できますか。
A. 調整中ですが、市内医療機関を想定しています。市公共施設での実施も検討中です。
- Q. 今から予約できますか。
A. できません。現時点での医療機関へのお問い合わせはご遠慮ください。
- Q. 費用はかかりますか。
A. すべて国費で負担しますので、無料です。
- Q. 接種の優先順位は。
A. 下表をご覧ください。

国が示すワクチン接種の優先順位とスケジュールのイメージ(案)

対象	接種時期(予定)
医療従事者等	2月~3月
高齢者(65歳以上)	4月1日以降
基礎疾患を有する方	未定
高齢者施設等の従事者	未定
上記以外の方	未定

※2月1日現在の情報であり、今後変更となる可能性があります。

PCR検査やワクチン接種を口実にした詐欺にご注意ください!

「高齢者を対象にPCR検査やワクチン接種ができます」などと保健所や役所の職員を名乗った詐欺の電話が入っています。PCR検査やワクチンについて具体的な説明があった後「検査や接種には予約金が必要だ」とお金を要求されます。

このような電話や訪問は詐欺ですので、警察への通報をお願いします。また、自宅の電話は在宅時も常に留守電設定にし、メッセージを確認する習慣をつけましょう。☎東村山警察署 ☎042-393-0110、防災防犯課防犯係 ☎042-497-1848

受動喫煙から、大切な人・家族・自分の身を守りましょう 4月1日に清瀬市受動喫煙防止条例を施行

この条例は、喫煙及び受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ市民の皆様の健康増進を図る目的として、令和3年4月1日より施行します。今後、詳細については規則で決めていき、市報などでお知らせします。引き続き、受動喫煙防止へのご協力をお願いします(加熱式たばこ等も含まれます)。☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

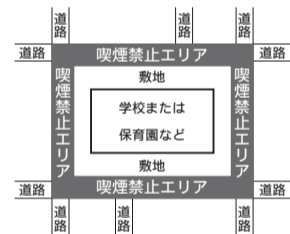


◆条例のポイント1「子どもの受動喫煙防止」

市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止します。2月中旬より、子どもの施設のフェンスなどに看板を設置し、パトロールを開始します。



看板



敷地に隣接する路上での喫煙禁止のイメージ

◆条例のポイント2「事業者や市民などが守るべき責務を規定」

事業者は受動喫煙を避けるための環境整備に取り組むよう、また市民等は受動喫煙を生じさせないように努めなければなりません。※市民等には、市内に居住し、もしくは滞在する人、市内を通過する人を含みます。また現在、駅前のパトロールを実施しています。

正しく知ろう受動喫煙

タバコの煙による健康への悪影響は喫煙者本人にとどまりません

◆受動喫煙とは

受動喫煙とは、喫煙者の周囲にいる人が、自分の意思に関係なくたばこの煙にさらされることをいいます。たばこの煙に含まれる多くの有害物質は、喫煙者がたばこのフィルターを通して吸い込む「主流煙」より、火がついている部分から出る「副流煙」に多く含まれています。受動喫煙との関連が確実と判定されている「肺がん」「虚血性心疾患」「脳卒中」「乳幼児突然死症候群」の4疾患について、わが国では年間約15,000人が受動喫煙で死亡しているといわれています(厚生労働省e-ヘルスネットより)。

サードハードスモークを知っていますか?

たばこのにおいや煙の成分が、壁や床、カーテン、衣服などに付着して残り、そこから揮発した臭いや成分を吸ってしまうことです。たばこの煙が消えた後でも有害物質を放出し続けます。

主流煙よりも有害な副流煙

有害物質	主流煙	副流煙
タール	1	3.4倍
ニコチン	1	2.8倍
一酸化炭素	1	4.7倍
アンモニア	1	46倍

※厚生労働省「最新タバコ情報」を基に作成。

◆禁煙に取り組む市民を応援します

禁煙外来に係る治療費を助成する禁煙外来治療費助成金交付事業を開始しました。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。詳しくは市ホームページをご覧ください(右記QRコード参照)。



新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

▶発熱などの症状がある方

かかりつけ医のいない場合や相談先に迷っている場合などの相談に対応します。かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。☎東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592(24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日) ☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111(平日午前9時~午後5時)

▶接触確認アプリ「COCOA」の接触通知を受けた方

濃厚接触の可能性があった旨の通知を受けた方からの相談に対応します。電話番号は通知を受けた方へアプリ内でお知らせします。なお、現在Android版アプリで生じている不具合は、2月中旬ごろ

解消する見込みです。

※医療機関に電話でご相談の結果、受診の必要がある場合には、医療機関の指示に従って受診してください。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口】

▶感染の予防に関することや、心配な症状が出たときの対応など ☎東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550571(午前9時~午後10時。土・日曜日、祝日含む) ※ナビダイヤルです。通話料は最初のガイダンスでご確認ください。【聴覚障害のある方などからの相談】 ☎03-5388-1396

臨床心理士による こころの健康電話相談

気分の落ち込み、不安やイライラ、人間関係の悩み、学校や職場での問題、自分のこと、家族や子ども、パートナーのことなど、臨床心理士がご相談をお受けし、一緒に解決のための方向性を考えていきます。場合によっては、専門の相談機関などを紹介します。☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

日時 毎週水曜日午後1時30分~4時30分 電話番号 ☎042-492-3711

相談員 臨床心理士(一社)日本臨床心理士会からの相談員派遣事業)

※フリーダイヤルではありませんので通話料がかかります。※多くの相談をお受けするため、相談時間は30分以内とさせていただきます。※新型コロナウイルス感染症の検査や支援制度などについては、各相談窓口へお問い合わせください。